令和８年２月 25 日招集

令 和 ８ 年　第 １ 回

十勝圏複合事務組合議会（定例会）

十勝圏複合事務組合議会事務局

目　　次

議案第１号　令和７年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算（第２号）-- 1

議案第２号　議決変更について（工事請負契約締結の変更（中間処理施設整備・運営事業建設工事））---------- 4

議案第３号　令和８年度十勝市町村税滞納整理機構の分賦金の額について 5

議案第４号　令和８年度十勝圏複合事務組合一般会計予算 ---------- 6

議案第５号　令和８年度十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計予算 ---------- 9

議案第６号　十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について ---------- 11

議案第１号

令和７年度十勝圏複合事務組合一般会計補正予算（第２号）

令和７年度十勝圏複合事務組合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 79,257 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,853,308 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年２月 25 日提出

十勝圏複合事務組合
組合長　　米　沢　　則　寿

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 使用料及び手数料		602,912	△ 27,636	575,276
	10. 手数料	518,270	△ 27,636	490,634
40. 諸収入		637,397	△ 51,621	585,776
	10. 雑入	637,200	△ 51,621	585,579
歳　入　合　計		4,932,565	△ 79,257	4,853,308

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 衛生費		3,276,206	△ 79,257	3,196,949
	10. ごみ処理費	1,820,972	△ 79,257	1,741,715
歳　出　合　計		4,932,565	△ 79,257	4,853,308

（説　明）

１．ごみ処理施設基金積立金66,266千円を減額する。

２．ごみ処理施設基金積立金（余熱）12,991千円と雑入12,991千円を減額する。

３．くりりんセンター費の手数料27,636千円を減額する。

４．くりりんセンター費の雑入38,630千円を減額する。

令和７年度　十勝圏複合事務組合一般会計補正予算事項別明細書（第２号）

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
10. 使用料及び手数料			602,912	△ 27,636	575,276				
	10. 手数料		518,270	△ 27,636	490,634				
		10. 衛生手数料	516,143	△ 27,636	488,507	5. くりりんセンター	△ 27,636	事業系一般廃棄物処理処分手数料	△ 21,170
								家庭系廃棄物処理処分手数料	△ 6,466
40. 諸収入			637,397	△ 51,621	585,776				
	10. 雑入		637,200	△ 51,621	585,579				
		10. 雑入	637,199	△ 51,621	585,578	15. その他	△ 51,621	有価物売払	△ 12,646
								余剰電力売払	△ 38,975
歳入合計			4,932,565	△ 79,257	4,853,308				

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	節 区分	節 金額	説明	
15. 衛生費			3,276,206	△ 79,257	3,196,949	△ 79,257					
	10. ごみ処理費		1,820,972	△ 79,257	1,741,715	△ 79,257					
		5. くりりんセンター費	1,314,538	△ 66,266	1,248,272	△ 66,266		24.積立金	△ 66,266	ごみ処理施設基金積立金	△ 66,266
						手数料 △ 27,636					
						雑入 △ 38,630					
		7. 余熱利用施設費	115,669	△ 12,991	102,678	△ 12,991		24.積立金	△ 12,991	ごみ処理施設基金積立金（余熱）	△ 12,991
						雑入 △ 12,991					
歳出合計			4,932,565	△ 79,257	4,853,308	△ 79,257					

議案第２号

議決変更について

令和５年 11 月 27 日に議決を経た工事請負契約締結（中間処理施設整備・運営事業建設工事）について、次のように変更する。

令和８年２月 25 日提出

十勝圏複合事務組合
組合長　　米　沢　　則　寿

第４項契約金額の事項中「34,463,000,000 円」を「37,147,756,114 円」に変更する。

（説　明）

中間処理施設整備・運営事業建設工事について、公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額を増額するため、議決の変更を経ようとするものである。

議案第３号

令和８年度十勝市町村税滞納整理機構の分賦金の額について

十勝圏複合事務組合規約第 16 条第２項第５号の規定に基づき、令和８年度における十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費に係る関係市町村の分賦金の額について、次のとおり定める。

令和８年２月 25 日提出

十勝圏複合事務組合
組合長　　米　沢　　則　寿

１　均　等　割　１市町村につき　250,000 円

２　引継件数割　１件につき　　90,000 円

３　徴収実績割　令和６年度徴収実績額に 12／100 を乗じて得た額

（説　明）

十勝市町村税滞納整理機構の平常運営に伴う経費に係る関係市町村の分賦金の額を組合規約第 16 条第２項第５号の規定に基づき、議決を経ようとするものである。

議案第４号

令和８年度十勝圏複合事務組合一般会計予算

令和８年度十勝圏複合事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,852,328 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為」による。

令和８年２月 25 日提出

十勝圏複合事務組合
組合長　　米　沢　　則　寿

一般会計

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位:千円）

款	項	金　額
5. 分担金及び負担金		13,302,622
	5. 分担金	13,290,142
	10. 負担金	12,480
10. 使用料及び手数料		569,740
	5. 使用料	85,708
	10. 手数料	484,032
15. 国庫支出金		6,634,630
	5. 国庫補助金	6,634,630
20. 道支出金		100
	5. 道補助金	100
25. 財産収入		3,383
	5. 財産運用収入	2,813
	10. 財産売払収入	570
30. 繰入金		3,070
	10. 基金繰入金	3,070
35. 繰越金		72,956
	5. 繰越金	72,956
40. 諸収入		1,265,827
	5. 組合預金利子	479
	10. 雑入	1,265,348
歳　入　合　計		21,852,328

歳　出　　（単位:千円）

款	項	金　額
5. 議会費		997
	5. 議会費	997
10. 総務費		62,587
	5. 総務管理費	62,490
	10. 監査委員費	97
15. 衛生費		20,255,487
	5. し尿処理費	102,498
	10. ごみ処理費	2,041,696
	15. 施設整備費	18,108,975
	20. 施設廃止費	2,318
20. 土木費		964,653
	5. 下水道管理費	964,653
25. 教育費		110,835
	5. 教育総務費	57
	10. 高等看護学院費	87,470
	15. 教育研修センター費	23,308
30. 公債費		49,752
	5. 公債費	49,752
35. 職員費		407,897
	5. 職員給与関係費	407,897
40. 予備費		120
	5. 予備費	120
歳　出　合　計		21,852,328

第 2 表　　債務負担行為

（新規）

事　　項	期　　間	限 度 額
くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託	令和8年度から令和9年度まで	千円 975,000

議案第５号

令和８年度十勝圏複合事務組合十勝ふるさと市町村圏基金事業会計予算

令和８年度十勝圏複合事務組合の十勝ふるさと市町村圏基金事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,000 千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和８年２月 25 日提出

十勝圏複合事務組合
組合長　　米　沢　　則　寿

十勝ふるさと市町村圏基金事業会計

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入　　（単位:千円）

款	項	金　額
5. 財産収入		10,178
	5. 財産運用収入	10,177
	10. 財産売払収入	1
10. 繰越金		822
	5. 繰越金	822
歳　入　合　計		11,000

歳　出　　（単位:千円）

款	項	金　額
5. 基金事業費		11,000
	5. 基金事業費	11,000
歳　出　合　計		11,000

議案第６号

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年２月 25 日提出

十勝圏複合事務組合
組合長　　米　沢　　則　寿

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

十勝圏複合事務組合特別職の職員の給与等に関する条例（平成 30 年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「693,000 円」を「710,000 円」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（説　明）

特別職の職員の給料月額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。